

### 臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金を支給します

4月から消費税率が8%へ引き上げられたことに伴う低所得者及び子育て世帯への影響を緩和することを目的に、暫定的・臨時的な措置として、「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

#### 臨時福祉給付金

●支給対象者 基準日の平成26年1月1日において、次のすべての条件を満たす人

- 鹿屋市に住居登録がある人
- 平成26年度の市民税(均等割)が課税されていない人
- 平成26年度の市民税(均等割)が課税されている人に扶養されていない人
- 生活保護制度の被保護者等ではない人

●支給額 対象者1人に付き1万円

#### 子育て世帯臨時特例給付金

●支給対象者 基準日の平成26年1月1日において、次のすべての条件を満たす人

○平成26年1月分の児童手当

(特例給付を含む)の受給者  
○平成25年中の所得が児童手当の所得制限額に満たない人

○臨時福祉給付金の対象者及び生活保護制度の被保護者等ではない人

●支給額 対象児童1人に付き1万円

〔共通事項〕

●申請方法 支給対象者へ7月に申請書を送付し、8月から申請受付を開始する予定です。

#### 市福祉政策課

(1階⑨番窓口)

☎0994-31-1113

子育て支援課

(1階⑮番窓口)

☎0994-31-1134

### クールビズで業務を行います

市では、地球温暖化防止及び省エネルギー推進の取り組みの一環として、5月1日から10月31日までの期間、ネクタイや上着を着用しない軽装で業務を行います。

#### 市総務課(3階)

☎0994-31-1127

### 5月は赤十字運動月間です

日本赤十字社では、5月を「赤十字運動月間」と位置づけ、赤十字運動に参加し支えていただく社員の募集と活動資金へのご協力を呼びかけています。

この資金をもとに、国内外の災害救援活動、赤十字ボランティア、生命と健康を守る救急法等の各種講習会など幅広く赤十字事業を展開しています。

赤十字の活動に、ご理解とご協力をお願いします。

#### 日本赤十字社鹿児島県支部

鹿屋市地区

(市社会福祉協議会内)

☎0994-44-2277

### 「母の日」に合わせて回数券を販売します

5月11日の「母の日」に合わせて、バラのシャンプーが付いたプレゼント回数券を販売します。

#### 健康増進センター回数券

○プール・多目的温泉施設回数券11枚綴 3,100円

○トレーニング施設回数券11枚綴 3,100円

☎0994-44-2277

### 市道東原線が一部片側通行になります

農林水産省では、市道東原線の路線下に畑地かんがい用パイプを埋める工事を実施します。

この工事に伴い市道東原線の国道269号線東原入口交差点南側から国道220号線旭原交差点北側まで、5月頃から9月までの間、終日片側通行となります。

現地では、交通誘導員や信号灯に従い安全に通行してください。

#### 九州農政局 南部九州土地改良調査管理事務所

☎0994-44-6191



### 催し

#### 図書館まつり

日時 5月11日(日) 9時45分～15時

場所 市立図書館

内容 ブックリサイクル(本の無償提供)、高校生パフォーマンス、野点、書で遊ぼう、勾玉作り、バルーンアート教室 など

入場料 無料

#### 市立図書館

☎0994-43-9380



### 九州大学春季バレーボール女子リーグ

期日 5月15日(木)～18日(日)

場所 市体育館、串良平和アリーナ、鹿屋体育大学

参加チーム 鹿屋体育大学ほか39チーム

入場料 無料

#### 市民スポーツ課(6階)

☎0994-31-1139

## 後期高齢者医療保険料率が変わります

被保険者の皆さんが安心して医療が受けられるように、平成26・27年度の保険料率が改定されました。

#### ●保険料率が改定されました

後期高齢者医療では、被保険者の皆さんの医療費の動向などを踏まえ、2年ごとに保険料率の見直しをすることになっています。平成26・27年度の保険料率が右表のとおり改定されました。

内 訳	変更前 (平成24・25年度)	変更後 (平成26・27年度)
均等割額	48,500円	51,500円
所得割率	9.05%	9.32%
賦課限度額	55万円	57万円

#### ●保険料改定の要因

被保険者一人当たり保険給付費の増加(平成26・27年度平均1.25%増の見込み)や、少子化に伴う現役世代からの支援金の減少による後期高齢者負担率の0.22%増等により、被保険者が保険料として負担する必要額が増加しています。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合では、平成25年度の剰余金見込の全額活用と積み立てている基金を最大限活用して保険料率の増加の抑制を行いましたが、保険料率を引き上げざるを得なくなりました。今回の保険料率の改定について、ご理解いただきますようお願いいたします。

市健康保険課(1階⑤番窓口) ☎0994-31-1162

## 小型浄化槽の設置の際に補助金を交付します

市では、公共下水道事業計画区域及び農業集落排水整備事業の実施区域外にある住宅に対し、家庭雑排水(台所・風呂・洗濯等)とし尿を併せて処理する浄化槽(合併処理)を設置する場合に補助金を交付します。  
※この補助金は予算の範囲内で実施しますので、今年度の予算額に達した時点で終了となります。

区 分	浄化槽人槽	補助金	
新 設	5人槽	166,000円	
	7人槽	207,000円	
	10人槽	274,000円	
市内業者	単独処理浄化槽からの転換	5人槽 382,000円 7人槽 464,000円 10人槽 598,000円	
	くみ取り便槽からの転換	5人槽 432,000円 7人槽 514,000円 10人槽 648,000円	
	市外業者	単独処理浄化槽・くみ取り便槽からの転換	5人槽 332,000円 7人槽 414,000円 10人槽 548,000円

●単独処理浄化槽の撤去費の補助  
単独処理浄化槽からの転換で、単独処理浄化槽を撤去する場合、さらに撤去費として10万円を上限に加算します。

#### ●算定基準

- 5人槽=延べ床面積が130㎡以下の住宅
  - 7人槽=延べ床面積が130㎡を超える住宅
  - 10人槽=二世帯住宅で風呂が複数ある住宅
- ※居住人数に見合う浄化槽に変更できる場合があります。



市上下水道部下水道課 ☎0994-31-1133